

令和元年8月5日開会  
(第8回総会)

# 雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

## 第8回雲仙市農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和元年8月5日(月)
- 2 開会日時及び場所  
令和元年8月5日(月) 午後2時10分  
雲仙市役所本庁舎別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和元年8月5日(月) 午後2時45分
- 4 委員氏名

(1)出席者(18名)

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	3番 松永 一	4番 東 康敬
5番 林田 剛	6番 森崎 茂徳	7番 渡部 篤	8番 平野 利光
9番 馬場 保	10番 徳永 玉義	11番 三浦 憲二	12番 内田 弘幸
13番 池田 兼三	15番 川内 幸徳	16番 草野有美子	17番 鶴崎 進
18番 大久保信一	19番 小筏 正治		

(2)欠席者(1名)

14番 松尾 茂敏

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
次 長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第35号 農地法第5条第1項に規定による許可申請について
- 日程第4 議案第36号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 議案第37号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について
- 日程第6 報告第6号 非農地通知の発出について

---

午後2時10分開会

○事務局(原田 誠二君) 皆様おそろいのようなので、始めさせてもらいたいと思います。  
そしたら、事務局からよろしいでしょうか。

それでは、議事開始の前にお願ひします。議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名してからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定してくださいますようお願ひいたします。

申しわけございません。議事に入る前に、議案の訂正がございます。

まず、議案書11ページです。議案第36号、農地経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についての中の受付番号7番の中の借賃のところですね、「年12,000円」になっているところが、誤りであり、「120,000円」に訂正をお願ひします。1万2,000円が12万円の訂正です。

そして議案書14ページ、受付番号18番です。14ページの18番ですね。ここの借賃もですね、「年あたり米90キロ」とありますけども、これは「1反あたり米90キロ」ということで、訂正お願ひします。米90キロ/反ということで。

次に、申請の取り下げによる議案の削除をお願ひします。

議案書は9ページから10ページ、同じ基盤強化法のところなんですけども、議案書9ページから10ページ、これの受付番号2番から6番の計5件の削除をお願ひします。

これに伴って、受付番号を順次繰り上げを願ひします。繰り上げ後は、受付番号が1番から49番までとなります。削除は2番から6番ですね。もともとの7番のところは2番ということでスタートになります。

大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上になります。

○事務局長（坂本 英知君） 改めまして、こんにちは。

毎回毎回、議事録の総会の資料の訂正があつて、大変申しわけなく思っております。今後、さらに緊張を持って、事務局のミスによるものを限りなく少なくしたいと思っておりますので、ご了承くださいたいと思ひます。申しわけございません。

本日は、松尾委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規程による過半数を超えておりますので、会長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

○議長（小筏 正治君） こんにちは。

本日は、台風が接近する中での総会となりますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから、令和元年第8回雲仙市農業委員会総会を開催いたします。

各委員の協力方よろしくお願ひいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定により、9番、馬場委員、10番、徳永委員を指名

いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第34号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第6、報告第6号、非農地通知の発出についてまでの議案4件、報告1件となっております。

それでは、議案第34号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書2ページをごらんください。

議案第34号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので総会の議決を求める。令和元年8月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書3ページ、受付番号43番から、議案書4ページ、受付番号48番までの6件の申請があります。詳しくは別添1をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。まず、東部調査会長、お願いいたします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号43番から46番です。

受付番号43番は、耕作利便のため譲り受ける案件です。隣接農地46番1、329平方メートルは譲受人の所有となっています。

受付番号44番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号45番は、後継者へ贈与する案件です。

受付番号46番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号43番から46番について、何かご質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。

○委員（9番 馬場 保君） 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号47番です。

受付番号47番は、耕作利便のため買い受ける案件です。譲受人は雲仙市で2、137平方メ

一トル、諫早市で5, 671平方メートルの作付面積を有しております。

受付番号47番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号47番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。どうでしょうか、47番。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいたします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は48番となります。

受付番号48番は、法人で新たに農地を借り受ける案件です。

受付番号48番について、現地確認においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号48番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第34号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受付番号43番から48番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第35号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書5ページをごらんください。

議案第35号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和元年8月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書6ページ、受付番号25番から、議案書7ページ、受付番号28番の4件の申請がっております。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。まず、中部調査会長、お願いいたします。

○委員（9番 馬場 保君） 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号25番から27番となります。

受付番号25番は、駐車場用地へ転用を計画されております。申請地は農振白地で、宅地に囲まれているため、第3種農地と判断しました。

受付番号26番は、住宅用地として計画されております。申請地は農振白地で、周辺を住宅に囲まれており、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地と判断しました。

受付番号27番は、共同住宅用地として計画されております。申請地は農振白地で、おおよそ10ヘクタール未満の規模の一団の農地で、周辺を山林、宅地で囲まれた農地であるため、第2種農地と判断しました。

受付番号25番から27番について、現地確認においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号25番から27番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいたします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は28番となります。

受付番号28番は、住宅用地へ転用を計画されております。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地であります。周辺には集落があるため、第1種農地例外である集落接続と判断しました。

受付番号28番について、現地確認においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号28番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。どうぞ、東委員。

○委員（4番 東 康敬君） 4番、東です。

この28番ですね、これは土地の所有権移転ということで、土地代ということで500万の計

上がありますけれども、農地としては高いように感じられますが、もう宅地になつとるのか、そこから辺をお願いしたいと思います。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○事務局（増富 浩彦君） 東委員の質問なんですけど、ここのこの集落にひつついとる、周辺に集落があるためということになっております。一戸建てで、既に3軒、同じ所有者の農地を許可しております。残りの1筆も宅地の値段で売買と思われまして。

○議長（小筏 正治君） どうですか、東委員。

○委員（4番 東 康敬君） それは仕方なかでしょうね。調査会の中で許可されているわけなので……。

○議長（小筏 正治君） どうですか、池田委員。

○委員（13番 池田 兼三君） 今、次長が説明したとおりですね、周辺がもう全て宅地ですが、実際、申請地は宅地にはなっておりません。で、調査会もそういう判断をしましたので、ご理解していただければと思います。

○議長（小筏 正治君） はい。という調査会での判断は……。

○委員（4番 東 康敬君） 普通、調査会ではですよ、宅地になっているかどうかという指導をされているじゃないです。

○事務局（増富 浩彦君） 現状は農地ですね。

○委員（4番 東 康敬君） 現状はですたい、宅地のような現状になっておるかもわからん。

○委員（18番 大久保 信一君） 今、雲仙市の中では、特に愛野地区が大変、住宅化されるんですね。愛野地区についても現状は畑であっても、やっぱり宅地として求められる場合はそういう単価になってしまうわけですから、現状は畑でも、売買金額は宅地比準ということもあり得ると思われまして。

○議長（小筏 正治君） 今の件に対して、ほかにご意見ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第35号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号25番から28番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第36号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本案件につきましては、渡部委員と徳永委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する

法律第31条第2項の規定により退席をお願いいたします。

(7番 渡部 篤委員、10番 徳永 玉義委員 退場)

○議長(小筏 正治君) それでは、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局(原田 誠二君) 議案書8ページをごらんください。

議案第36号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり定めるにつき、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、総会の議決を求める。令和元年8月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書9ページ、受付番号1番から、議案書26ページ、受付番号46番までです。

受付番号1番から24番については、賃借権に係る案件。受付番号25番から40番については、所有権移転に係る案件。受付番号41番から46番については、農地中間管理機構へ貸し付ける案件です。

以上です。

○議長(小筏 正治君) それでは、議案第36号に対する質疑を行います。

まず、賃借権設定に係る受付番号1番から24番について、何かご質疑ありませんか。

いいですか。24番まで、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) それでは、次に、所有権移転に係る受付番号25番から40番について、何かご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) 次に、農地中間管理事業に係る受付番号41番から46番について、ご何か質疑ありませんか。41番から46番、どうでしょう。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) ほかにご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第36号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することといたします。

ここで、渡部委員、徳永委員の入室を認めます。

(7番 渡部 篤委員、10番 徳永 玉義委員 入場)

○議長(小筏 正治君) 徳永委員、渡部委員、満場一致で了解していただきましたので、ご報告をいたします。

次に、日程第5、議案第37号、農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取についてを議題と

いたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書 27 ページをごらんください。

議案第 37 号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、総会の意見を求める。令和元年 8 月 5 日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書 28 ページ、受付番号 1 番から、議案書 31 ページ、受付番号 10 番まで、10 件です。以上です。

○議長（小筏 正治君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第 37 号に対する質疑を一括して行います。ご質疑ございましたらよろしく願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第 37 号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、議案第 37 号、農用地利用配分計画（案）につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第 6、報告第 6 号、非農地通知の発出について、事務局より説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書 32 ページをごらんください。

報告第 6 号、非農地通知の発出について

対象地が農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しない旨の判断を行ったことについて総会で報告する。令和元年 8 月 5 日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書 33 ページをごらんください。

整理番号 1 番については、所有者より申し出があり、現地確認を行ったところ、山林化していると確認できたことから、非農地通知を発出するものです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） では、報告第 6 号について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、報告を終わります。お諮りします。

本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時45分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 8月 5日

議 長

署名委員

署名委員